□不利益処分の処分基準

部課室等名			名	環境部環境保全課
不利益処分名				汚水等排出工場等の事故時の措置に係る応急命令等
根	拠	法	令	徳島県生活環境保全条例
根	拠	条	項	第47条第2項
連	絡 先		先	(電話 621-5213)
処分基準	基	考		1. 処分の要件 汚水等排出工場等の設置者が、条例第47条第1項に規定する応急の措置を講じていないと認めるとき。 2. 処分の内容 汚水等排出工場等の設置者に対し、条例第47条第1項に規定する応急 の措置を講ずべきことを命ずることができる。 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定	三等年	三月日	平成26年8月1日設定(令和3年4月1日最終変更)